

【質問内容・大綱 2 点】

1. 教育委員会制度の機能と学校運営について

- ・教育行政の責任の所在と首長が教育行使を担う場合の政治的中立性の確保について
- ・県教育委員会と市町村教育委員会の主な役割と県費負担教職員の人事権の市町村の移譲
- ・教育委員会が所管する文化及びスポーツの領域
- ・本県独自の教員採用制度の検討
- ・インターネット中継並びに中継録画の導入（再質問）
- ・コミュニティースクールについて
- ・二学期制及び土曜日授業について
- ・防災教育について（再質問）
- ・シチズンシップ教育、参加体験型授業の高校の公民科への取り入れ

2. 東日本大震災復興祈念プロジェクトについて

- ・プロジェクトの意識と取り組み
- ・今後の震災遺構への対応と産学官の連携について
- ・地震・津波防災ミュージアム建設費用全体の試算について（再質問）
- ・震災情報の集約と整理について（再質問）
- ・震災情報の集約と整理のための県の組織について（再質問）
- ・地震・津波防災ミュージアムの具体的構想のイメージ
- ・復興の隣県との協力について

【前段】

ここ数年の国政の混迷と停滞、その最中に大震災が起きたことで、私たちは将来に向け、一步ずつでも着実に前進していく安定した政権の誕生を渴望しておりました。現在の安倍政権が次々と打ち出す、経済・外交・安全保障・教育再生等、各施策に多くの方が高揚感を覚え、高い支持率にあるのはそんな私たちの想いの表れであると考えます。

時代の過渡期と言われ、戦後から築き上げてきた統治機構のあり方を根本から見直さなければならないと私たちは感じながらも、抜本的に変革することが出来ない状況が久しく続いております。

我が国の近代史において、国の統治機構が根本から変わった、その節目、江戸時代の終わりと第二次世界大戦の終戦には同じような背景があったと考えます。江戸時代の終わりは時代の要請により、自らの不合理を客観的視点から認めることが出来なかった幕藩体制の限界です。第二次世界大戦の終戦は、現状を肯定できないまま、最後は止めることを伸ばし続けたことが、今日に至るまで大きな戦禍の傷を残しました。

私たち日本人は、話し合い、合議による物事の決定を特に重んじる傾向がありますが、特にこうした過渡期における局面では、過去の栄光や実績、また、物事に対する大義を重んじる空気が組織を硬直させ、対応力や決断力を鈍らせ、結果として、時代の要請や現実にそぐわない状況となっても、現況を否定できず、大胆に改められない、その難しさを歴史は繰り返し証明しております。

言うまでもなく、話し合い、合議による決定は、民主主義である現代政治では、第一義の原理原則であり、安定した国家運営を実現させ、負の部分を上回る恩恵を、我が国にもたらしております。

しかし、過去の歴史において、政治が下すべき決断を遅らせたり、誤ったりした時に、この国はたくさんの尊い命を犠牲にし、大きな痛みと代償を払ってきた事実を私たち政治家一人ひとりが、心に刻まねばなりません。政治の決断、そして、その責任の重さを改めて胸に受け止め、希望ある未来につなげるために、この国、そして、本県の現状に、強い意志で向き合っていきたいと考えます。

自らが生きる時代をどのように過ごし、形として残し、次の世代に引き継ぐのかは、その時代に生きる者の重く課せられた使命であります。それは今この時の一瞬、一瞬をいかに過ごしていくのか。その時間の積み上げにあります。そして、大震災に被災した2011年3月11日14時46分、たくさんのものを失ったあの時間から、その先の将来を見いだすことが未だ困難な状況にいる被災者がいることも忘れてはいけません。自らの明日が想像できてこそ、時間は確かに未来へ、時を刻んでいくのです。

私たちは自らの今を大胆に変える、ここで断ち切らなければならない時間の流れ。そして、震災復興という新たに積み上げていく時間の流れもあります。

過去に学び、過去に打ち勝ち、今この時を作り、そして、未来につなげる。宮城の今を生きる私たちの責任として、確かな時間を積み上げ、形とし、次の世代に託すために、これからもこの職責を果たして参ります。自らの政治への思い「自分たちの時代は自分たちでつくる」ことを旨とし、以降大綱 2 点について、お伺いして参ります

[大綱 1 教育委員会制度の機能と学校運営について]

教育委員会制度改革については、かねてから見直しの必要性が指摘されており、古くて新しい問題であります。大津市のいじめ自殺事件や石巻市立大川小学校被災での教育委員会の隠蔽にみられた、自らの責任放棄や首長と教育委員会の間での責任転嫁にみられた無責任といえる体質が指摘される中、政府の教育再生実行会議は4月15日、教育委員会制度改革に関する提言を安倍総理に提出したところであります。

その提言の主な内容は、首長が任命する教育長が教育行政の責任者である。教育長の任免は議会の同意が必要である。任期中の解職を可能とする。合議制執行機関としての教育委員会は廃止、教育長の諮問機関として委員会を置く。法令違反などについては、国の権限を拡大する。国は最終的責任を負い、国による第三者評価の仕組みをつくる。

この提言において改めるべき目的の要点は、教育委員会制度の構造上の問題である責任が分散されている首長と教育委員会の責任の明確化にあります。現行制度にある教育行政は教育委員会が担い、その予算は首長が責任を負う。こうした構造を変えることは不可欠であり、公選職である首長が最終責任を負う形が私も望ましいと考えます。

質問 1 村井知事の教育行政における考え

現在、具体的な制度の仕組みを検討する中教審の審議が始まっているところではありますが、これまで村井知事は教育長並びに教育委員の任命権を行使し、知事が思い描いている教育が2期約8年間で達成されている実感があるのかどうか、具体的事例を交えて、お聞かせ下さい。

答弁 1 (村井 嘉浩知事)

人づくりは国づくりと言われておりますが、私は、知事就任以来、教育を県政の最重要施策の一つとして位置づけ、前回のマニフェストにおきましても、幼児期の学ぶ土台づくりや学力の向上、働く意欲を高める教育の充実を掲げてまいりました。こうしたことから、私の教育に対する考え方や理念をよく理解していただいている方を、議会の同意を得て教育委員に任命しております。

これまでに教育委員会においては、教育を取り巻く諸情勢の変化を踏まえながら、幼児期における教育については、基本的な生活習慣の定着等を促進する学ぶ土台づくりとして、働く意欲を高める教育については、自分と社会の関係をより深く考えさせる志教育として、それぞれ取り組みが進められてきております。また、学力の向上についても着実に改善の兆しがあらわれております。

以上のことから、私が考えております教育行政が一定程度達成されてきているものと認識をしております。

質問 2. 教育行政の責任の所在と首長が教育行使を担う場合の政治的中立性の確保について

知事の教育委員会制度改革、特に「教育行政の責任の所在」と「首長が教育行政を担う場合の政治的中立性の確保について」のご所見をお聞かせ下さい。

答弁 2. (村井 嘉浩知事)

現在、国において検討が進められているように、首長が任免する教育長が教育行政を担うということになりましたならば、権限と責任の所在はより明確になり、意思決定の迅速化等も期待できるのではないかと考えております。しかし、一方で、教育行政が政治的中立性を保ち、安定的に進められるということは極めて重要な視点であると認識をしております。今後、制度全体としてこの点をいかに担保していくのかについては、中央教育審議会における主な論点の一つとなっていることとありますので、私といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

質問 3. 県教育委員会と市町村教育委員会の主な役割と県費負担教職員の人事権の市町村の移譲

日本の教育委員会制度はアメリカのものを応用したされております。しかし、アメリカの教育委員会には存在しない都道府県と市町村との縦軸としての二重の教育委員会の存在、また、行政部局と教育委員会との横軸としての関係など、教育行政の構造は県民にとっては実に分かりづらく、基本的な縦軸と横軸の整理を丁寧に議論していく必要があります。私は常々、教育行政における国と地方公共団体の役割の明確化が必要であると感じております。国は教育のナショナル・スタンダードの維持と教育水準の向上に努め、その学習指導要領のもとで、都道府県や市町村は創意工夫による特色ある教育を行っていくべきであります。また、教育施策の決定とその責任は原則、地方公共団体が負うこととし、国は是正・改善の指示を行うことまでに留めるべきであります。

また、義務教育については市町村の権限と責任体制を確立し、県費負担教職員の人事異動に関する権限は市町村に移譲。そのような中で校長の権限を強化し、私生活を犠牲にしてまで部活をみたり、生徒指導に励む先生も公平に判断される現場の実情に根差した人事評価システムをつくるべきであります。

二重行政とも言える県教育委員会と市町村教育委員会の主な役割と県費負担教職員の人事権の市町村への移譲について、どのように考えているのか。知事並びに教育委員会委員長のご所見をお伺いします。

答弁 3. (村井 嘉浩知事)

県教育委員会と市町村教育委員会は、それぞれみずからの判断と責任におきまして、所管する学校や教育機関、事業に関する事務を管理執行すると同時に、互いに連携協力して、国民全体の教育として必要な教育水準の維持向上を図るという役割を担っていると考えております。それらの責務を果たすため、県教育委員会は地方自治法が定めます市町村への技術的な助言又は勧告に加え、市町村の教育に関する事務の適正な処置を図るための必要な指導助言又は援助を行うことができるものとされたことを認識しております。

また、教職員の人事権については、市町村の権限と責任を拡大するため、学校の設置者である市町村教育委員会が持つことが望ましいとの考え方もありますが、それぞれの市町村の規模や財政力の違いがある中で、全県的に一定の教育水準を確保する上での課題もあることから、慎重に検討すべきものと認識しております。

(庄子 晃子教育委員長)

県教育委員会と市町村教育委員会の役割については、市町村が小中学校など住民に最も身近な教育に関する事務を担っているのに対しまして、県は、主に広域的な処理を必要とする教育事業を実施するほか、市町村における教育条件の整備や教育事業の適正な実施のために必要な支援を行う役割を担っていると認識しております。そのため、県教育委員会と市町村教育委員会は、教育課題に対する情報と認識の共有を図りながら、緊密なパートナーシップのもとに教育施策を進めていくことが重要であると考えております。

また、現行の県費負担教職員制度は、県内すべての市町村において教職員の適正配置と教育水準の維持向上を図るものであります。人事権を市町村に移譲した場合には、採用や人事配置で停滞や硬直化が危惧され、一定水準の教育を確保することが難しくなるおそれがあります。このため、人事権の市町村への移譲については、慎重に検討すべきものと認識しております。

質問 4. 教育委員会が所管する文化及びスポーツの領域

教育行政の各領域で課題は複雑化・高度化が進み、満遍なく迅速に対応することは困難であります。関連部署や団体が多岐にわたり、尚且つその内容も

多種多様を極めている現況で、私は教育委員会が現在より明確に、深く教育行政の業務に力を注げる環境整備を検討することは、重要な意義があると考えます。そこで、原則教育委員会が管理・執行しておりますが、条例を制定すれば「文化に関すること」「スポーツに関すること」は知事部局に移管できます。知事部局と重なっている事務効率を軽減させ、教育委員会は今後、学校教育全般にその役割をさらに傾注していけるよう、文化やスポーツの領域は知事部局に移管すべきであると提案致しますが、知事のご見解をお聞かせ下さい。

答弁 4. (村井 嘉浩知事)

我が県の文化、スポーツ行政についてはこれまで知事部局と教育委員会が分担連携し、推進してまいりました。このうち、教育委員会においては、学校や市町村教育委員会との緊密な連携により、子供のうちから芸術、文化、スポーツに触れ、豊かな心や感性、健全な心身をはぐくむための施策等を展開しているところであります。仮に、教育委員会の所管業務を知事部局に移管した場合、文化、スポーツによる地域振興や観光、交流等の幅広い事業が展開できるなどの利点があると考えられる一方で、学校や市町村教育委員会との連携がとりにくくなるなど、整理すべき課題も多いものと考えております。今後、知事部局に一元化した他の自治体の先行事例やスポーツ省の設置構想など、国の動向も踏まえながら、どのような実施体制が望ましいのか、教育委員会とともに研究してまいりたいと考えております。

質問 5. 本県独自の教員採用制度の検討

ここ数年からある課題に、全国的な団塊世代教員の大量退職があり、本県でも、教育委員会から取り寄せた教員の退職者状況を見ると、平成 21 年度から毎年約 500 名が退職、平成 30 年の定年退職予定者数は約 640 名。少子化による学級減により、教員そのものの必要数は減少傾向にありますが、それでも大量の新規教員確保が求められており、今後の 10 年間で全教員の約 3 分の 1 以上が入れ替わることになる事態が現在、現実に行進しております。新規の優秀教員を採用できるかどうか、将来数十年先までの宮城の教育。ひいては、日本教育を大きく左右する鍵となります。さらに、私としては、現況の教員採用と人事異動では、市町村教育委員会における帰属意識の希薄さが目立ち、赴任した市町村や地域の学校教育を良くしようという思いや意識が芽生えてこないのではないかという印象も持ちます。県教育委員会には、大量の新卒教員採用が求められる中、教員を安定的に確保し、適正な配置を行っていくという、各地域の実情に根差したきめ細かい対応が求められていきます。現在の体制では対応

も難しくなる局面も視野に入れ、教育事務所管内などのある一定地域を限定した本県独自の教員採用制度も検討すべきであると考えますが、ご所見をお聞かせ下さい。

答弁 5. (高橋 仁教育長)

教員採用では、県内どの地域においても一定の教育水準を確保しつつ、教育の質を更に高めていくために、優秀な教員を採用し、県全体を視野に入れた配置を行っております。御指摘の教育事務所管内等の一定地域に限定した教員採用について、教員志望者の出身地域に偏りがあり、十分な教員数を確保できなくなる地域が生じるおそれがあることから、全県的な教育水準の確保の観点から、現時点では、導入は困難であると考えております。一方、地域に根差した教育は大変重要でありまして、今後とも、地域の状況や学校の実情を十分考慮した人的配置を進めてまいります。

質問 6. インターネット中継並びに中継録画の導入

インターネット中継導入は本県議会の活性化や議会改革にもつながり緊張感をもたらしたことは間違いありません。また、この導入によって、これまでその内情がほとんど知られていなかった教育委員会に対する県民の認識と理解が進むとも考えられますし、住民にとっては、より身近な市町村教育委員会への波及も考えられます。教育委員会委員長のご所見をお聞かせ下さい。

答弁 6. (庄子 晃子教育委員長)

宮城県教育委員会の会議の状況等を県民に対し明らかにすることで、教育行政に対する県民の理解や参加の促進に努めることは重要であると認識しております。そのことから、会議については、一般の方が傍聴できるよう、事前にホームページでお知らせしているほか、会議録をホームページに掲載し、その内容を広く周知しているところであります。インターネット中継などによる会議の公明に関しましては、現時点では、全国で導入している自治体はないと聞いておりますが、費用対効果も含め、今後の研究課題としてとらえてまいりたいと考えております。

再質問 インターネット中継並びに中継録画の導入

今からでも結局できることなのです。地域に根差した教育の独自性とかいろいろ言うておりますが、それこそ「隗より始めよ」です。あと予算面の話が今、費用対効果、あのようなものを設置するのに大してお金かかりません。そして

また、その予算要望が、さっきも話しましたけれど、予算はこっち、教育行政はこっちというこの議論が、もう私も6年近くしておりますけど、余り合わないなという思いをしております。まずはもう一度そのインターネット中継の、これ全国初の試みですから、ぜひ積極的に検討して、来年度からの導入をしますと、そういった答弁を期待して再質問させていただきます。

答弁（高橋 仁教育長）

教育委員会の内容、会議の内容をどんどん公開していくということについては努力をしていかなければならないと考えております。これまでも、県の教育委員会のやっていることをまず市町村の教育委員会の皆様に御理解いただくということで、各市町村の教育委員会との懇話会を始めてきているところでございます。更に、今考えておりますのは、移動しての県の教育委員会を地域で開くということなどをまず取り組めることとして進めていきたいと考えているところでございます。まず、県の教育委員会でやっている内容、会議のプロセス、そういったところをできるだけ広くお知らせする方法を、まずはインターネットでの会議の生中継ということにつきましては、いろいろなところで始めている、教育委員会以外で、そういったところの情報も一度集めさせていただいて、メリットも大きいと思うのですが、リスクもないとは言えないと思いますので、そのあたりも研究をさせていただきたいと思っております。

再質問 インターネット中継並びに中継録画の導入

我々政治家もそうなのです。今までは結果の説明責任を問われておりましたけれども、これからは経過の説明責任なのです。プロセスはどのようになってどのような政策決定しているかが非常に大事なことです。今の時代の流れですよ。テレビを導入するのは金かかりましたけれども、インターネット中継はそんなに金かかりませんので、もう一度お聞かせ下さい。

答弁（高橋 仁教育長）

費用的にどのくらいかかるかということは、議会で導入したときのことも含めて更に調査研究をさせていただきたいと思っておりますが、内部で、公開することについてのメリットとデメリットがあるかと思っておりますので、その辺をもう少し研究させていただいた上で、お答えをさせていただきたいと思っております。

質問 7. コミュニティースクールについて

学校運営への地域住民や保護者の意向の反映は非常に大切なことでもあります。現在、保護者との対応は、一義的には担任が受け持っていると思われませんが、学校教育・授業に対し、親が口出しし過ぎている。先生を先生と思わない親と子供たちが増えて来ている現況を耳にすることがあります。そうした対応を一個人である担任がすべて対処していくことには限界があると感じております。度を超えたそうした意見は担任ではなく、保護者や地域住民、教育委員会職員、校長などで構成される学校運営協議会で聞いていくことが望ましいと考えます。そこで平成 16 年から導入されました学校運営協議会を設置するコミュニティースクールの県内の設置数と学校運営協議会から本県教育委員会に人事に関する意見として、挙がってきた事例はあったのか。また、その対応はどうであったのか。今後のこの制度の方向性も含め、お聞かせ下さい。

答弁 7. (高橋 仁教育長)

我が県におけるコミュニティースクールは、平成 25 年 4 月 1 日現在で柴田町が小学校 1 校を指定しており、今年 10 月からは新たに登米市が小学校 2 校を指定する予定であります。これまで、柴田町の学校運営協議会から県教育委員会に対して、人事に関しての意見は上がってきておりません。コミュニティースクールを設置するか否かは市町村教育委員会の判断ではありますが、県教育委員会といたしましては、保護者や地域の方が学校運営に参画してよりよい教育に取り組むことができるコミュニティースクールについて、他県の取り組み事例などの情報を今後とも市町村教育委員会に提供してまいりたいと考えております。

質問 8. 二学期制及び土曜日授業について

平成 10 年の学習指導要領の改訂、いわゆる「ゆとり教育」の実施による授業時間の減少は、その後の学力低下の原因の一つとして挙げられ、平成 14 年以降は少しでも授業時間を増やしていく自助努力から、仙台市をはじめ 6 市町村が 2 学期制を導入し、現在の小中を合わせた県全体の実施率は 42.2%であります。しかしながら、全国的にも、保護者や教員の間からも 2 学期制の弊害が指摘され、石川県金沢市のように 3 学期制に復活したところもあります。2 学期制では夏休みや冬休みが始まっても、3 学期制のように、そこで学期が区切られることがないので、場合によっては、学習を連続して行う時間が分断され、教科学習が難しくなることや評価の間隔が長くなり過ぎて、学習意欲を維持させな

がら具体的な目標を持たせることが難しいとの指摘も挙げられております。

私も夏休み、冬休み、春休みは固定されているわけでありますから、それに合わせた生活のリズムの方が子供達には分かりやすく、集中力が持続するのではないかと考えます。また、2学期制だと先生と保護者や児童・生徒をつなぐ通知表も2回であり、生徒自ら、また、親にとっても自分の子供の評価を早く知りたいとの気持ちも強く、もし改善を必要とする項目があれば、家庭教育等により早期に対処できる利点もあります。半年の遅れを取り戻すのは、容易なことではありません。市町村教育委員会の判断ではあると思われませんが、県教育委員会としても、2学期制の課題や今後の方向性を含めた検証をすべきであると提案致しますが、教育委員会のご見解をお聞かせ下さい。また、ここ最近は授業時間も増加傾向にある中で、義務教育における土曜日授業の取り入れについても、積極的に検討すべきであると考えますが、合せてお聞かせ下さい。

答弁 8. (高橋 仁教育長)

県内の二学期制の状況につきましては、今年度、仙台市を含めた7つの市町村教育委員会において、小中学校合わせて261校が導入しております。導入の理由として、長い期間の中で適正な学習評価ができることや授業時間数の増加への対応などが挙げられておりますが、一方で、保護者に対する評価情報の提供機会が減少するなど、今後も検討すべき課題もございます。小中学校の学期設定につきましては、市町村教育委員会が地域や学校等の実情を踏まえて総合的に判断して定めるものでありますが、県内では二学期制を見直した市町もあることから、これらの自治体の検討結果等も含めて、参考となる情報を提供してまいりたいと考えております。

また、土曜日授業につきましては、本県で実施している公立の小中学校はございませんが、他県の事例も参考にしながら、市町村教育委員会とともに、土曜日授業のあり方について総合的に検討してまいります。

質問 9. 防災教育について

大震災の風化が懸念されている中、本県の防災教育の取り組みや教科カリキュラムは全国にも発信していかねばなりません。防災教育として位置づけが可能な教科は複数あると考えます。現在は、試行錯誤しながらの実践中であると思いますが、小中高どの学年でどの教科で何を教えるべきか。具体的にお聞かせ下さい。

答弁 9. (高橋 仁教育長)

県教育委員会といたしましては、昨年度策定したみやぎ学校基本指針の中で、必ず身につけさせるべき内容について、小、中、高等学校それぞれの、どの時期に、どの教科で指導するかについて具体的に示しております。例えば、小学校 4 年生の総合学習では、通学路の危険箇所マップづくり、中学校 1 年生の理科では、地震の伝わり方と地球内部の動き、高校 1 年生の保健体育では心肺蘇生等の応急手当など、教科領域に関連させ、年間指導計画の中に位置づけて実践するように示しているところでもあります。更に、今年度から防災教育副読書の作成に取り組んでおり、これらの教材も活用しながら、各学校において、計画的、継続的に防災教育を進めるように指導してまいります。

質問 10. シチズンシップ教育、参加体験型授業の高校の公民科への取り入れ

神奈川県教育委員会では、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育を「シチズンシップ教育」として、位置づけ、これからの社会を担う自立した社会人を育成するためのキャリア教育の取組みを、特に高校教育の中で、政治参加教育や司法参加教育、消費者教育、道徳教育等の参加体験型授業の形式を公民科の中で平成 19 年より実施しております。本県においても、キャリア教育は実践中ではありますが、このようなシチズンシップ教育、参加体験型授業を高校教育における公民科で積極的に取り入れていくべきであると考えますが、教育委員会のご所見をお聞かせ下さい。

答弁 10. (高橋 仁教育長)

神奈川県では、シチズンシップ教育として、積極的に社会参加するための能力や態度を育成する体験重視の実践的な取組みがなされているものと承知しております。我が県でも、みやぎの志教育を重点施策とし、自分と社会とのかかわりをより深く考えさせる教育を推進しているところでもあります。この中で、人と社会とのかかわりや社会の中での自己の役割を考えさせるため、裁判の傍聴、銀行への訪問、検察官や税務署職員を招いての特別授業など、各学校がその実情に応じて、公民科の授業や総合的な学習の時間等において、さまざまな体験的学習を取り入れているところでもあります。県教育委員会としましては、このような参加体験型の学習は、将来の主體的な社会参加につながるものと認識しており、各学校の取組みを積極的に支援してまいります。

再質問 防災教育について

この防災教育は、全国に発信をしていかなければなりません。当然、カリキュラムを含めた部分を含めてなんですけれども、ここの部分で一番教えて欲しいのは、自助、共助、公助の精神、当然、この防災教育で、自分の命をこうやって失った人たちがいるが、それを今後はなくさないようにしましょうということです。それと同時に、今後必要なのは助け合いの精神、やっぱり日本人に脈々と流れる助け合いの精神をあらゆる科目でやってもらいたいということです。いろんな長期の宿泊体験とかありますが、ああいったのも防災教育にも当然可能だと思いますし、そしてまた、先ほど副読本の話もございました。副読本を当然来年度からつくって実施するのか、そこだけちょっとまず確認させてください。

答弁 （高橋 仁教育長）

防災教育につきましては、先ほど一例を申しあげましたけれども、いろんな教科科目の中でしっかりと取り入れながら、子供たちにとって、防災が意識を特にしなくても自然に体が動くようにしていかなければならないと考えております。そういった意味では、今回の指針に挙げたもの以外でもいろいろところで活用できると思いますので、ただいま御意見のあった長期の宿泊体験学習でありますとか、そういった学校行事についても、防災の切り口で更に考えていきたいと思っております。

それから、もう一点御質問のあった副読本なのですが、今年度は、小学校の3年生、4年生用のテキストをつくり始めております。以下、来年以降、順次、小学校、中学校、高校と副読本をつくっていく計画でございます。

[大綱 2 東日本大震災復興祈念プロジェクトについて]

東日本大震災の教訓、防災と復興の経験を情報としてまとめ後世に伝えることを事業とする「東日本大震災復興祈念プロジェクト」が昨年12月に調査報告書が示され、本年度より進められております。私たちの教訓も含めた経験をしっかりと形とし、伝えることは本県の後世のためにも大変重要なことでもあります。このような取り組みを今、本県において積極的に行っていく事が、大震災の風化にブレーキをかけることにも繋がり、重要なものであると考えます。

質問 1. プロジェクトの意義と具体的な取り組み

私たちの教訓も含めた経験をしっかりと形とし、伝えることは本県の後世のためにも大変重要なことでもあります。このような取り組みを今、本県において積極的に行っていく事が、大震災の風化にブレーキをかけることにも繋がり、重要なものであると考えます。本年度始動しました同プロジェクトの意義を改めてどのように捉えているのか。また、本年度の具体的な取り組みなどをお聞かせ下さい。

答弁 1. (村井 嘉浩知事)

プロジェクトの意義と取り組みについてのお尋ねにお答を致します。

東日本大震災を経験した我が国が世界の震災・津波対策の向上に貢献するためには、震災の教訓と復興の取り組み等を未来へ発信し続けることが大変重要であります。県が想定する東日本大震災復興祈念プロジェクトは、国を挙げて、震災の経験と教訓を災害に強い将来のまちづくりにつなげるものでなければならないと考えております。そのため、本プロジェクトについては、国が主体的に推進するものと考えており、県として、まずはその実現に向けて、さまざまな機会をとらえながら、国に強く働きかけているところでございます。

質問 2. 今後の震災遺構への対応と産学官の連携について

震災遺構の記録は経年劣化という、いわば時間との戦いであること。そして、気仙沼の第十八共徳丸や石巻市門脇小学校にも見られたように維持管理が被災自治体にも大きな復興の足かせとなっていることです。大学研究機関や民間企業との連携で、迅速且つ被災地区に負担にならないような、今後の震災の遺構についての対応と予算措置を含めた大学研究機関や民間企業との連携は現在どのようなになっているのか。お聞かせ下さい。

答弁 2. (伊藤 和彦震災復興・企画部長)

今後の震災遺構への対応と産学官の連携についてのお尋ねにお答えいたします。

歴史的な津波被害の大きさやその対策の重要性を後世に伝承するには、震災遺構は非常に意義のあるものだと考えております。ただ一方で、地元の方々のさまざまな思いや合意形成が重要であるとも考えており、県といたしましては、その目安となる、震災遺構に対する県の基本的な考え方を昨年十一月に被災市町にお示しをしたところであります。

また産学官の連携につきましては、大学や民間団体等において、震災の記憶の風化防止に向けて様々な取り組みが行われており、それらの活動について連携を深めながら、県としても必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

質問 3. 震災情報の集約と整理のための県の組織について

本県や各自治体が収集している震災記録は、もとより、大学研究機関や震災復旧復興に携わってきた各種団体や民間企業やNPO、報道機関等にも働きかけ、広域行政を担う本県こそが、情報の集約と整理を早くすべきであると考えます。担当室・担当班を配置した組織のあり方を早急に検討し、設置すべきであると提案致しますが、知事のご所見をお聞かせ下さい。

答弁 3. (伊藤 和彦震災復興・企画部長)

震災情報の集約と整理のための県の組織についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災関連情報の集約と整理につきましては、震災の記憶の風化防止や次世代への伝承に大きな役割を果たすとともに、災害に強いまちづくりを行う上でも大変重要なことであると認識しております。また、その際、御指摘のありました大学等の研究機関やNPO等との連携や調整が必要になりますが、効果的な組織の在り方については、国に要望している東日本大震災復興祈念プロジェクトの今後の進捗ぐあいも見極めながら検討してまいりたいと考えております。

質問 4. 地震・津波防災ミュージアムの具体的構想のイメージ

本プロジェクトの集大成の一つとも言えるのが拠点施設「地震・津波防災ミュージアム」の建設です。しかし、結果によっては震災復興という大義名分では許されない、箱物行政につながるものです。実現には私たち議員にとりましても、県民に対する大きな説明責任が伴うもので、今後、慎重且つ丁寧な議論が必要です。建設には、国からの多大な財政支援が大前提となっているようで

すが、本県における負担分、民間からの投資分なども含めまして、現段階で建設費用全体の試算が大枠でも出ているのであればお聞かせ下さい。

今後の建設議論の中で必要とされる視点の一つには、いかに県民に納得のいく形になるような付加価値を積み上げていけるかにあります。防災に対する最新の情報がそろっているのであれば、その情報を生かした近隣地区に対する津波避難施設機能や防災備品の備蓄機能など、全国に対しても先進のモデル拠点とする。また、子供向けの職業体験スペースが今年の12月の報告には示されておりますが、官庁主導では国の「私のしごと館」の失敗とそれと比較された民間のキッザニアの成功などの事例からも、エンターテインメント性の追求も視野に入れるべきと考えます。現在、地方において軒並み課題になっている事例が示すとおり、国が主導となり資金をまかなった公共の施設、道路や橋などの社会資本整備には、希望的観測ではなく、現実を見据えて、計画段階においての自立の目処を立てていかなければ、維持・管理していくことが最終的には自らの自治体の大きな足かせとなることを十分に認識する必要があります。社会資本設備の役割機能という「公益の視点」、観光資源としての施設運営や新たな雇用を創出する民間協働などの地域経済への波及効果という「マーケットの視点」、さらに維持・管理も含む年間のランニングコストという「経営の視点」から本県の立場を明確に、県民議論の醸成を促し、施設の建設計画を進めていかねばなりません。具体的構想のイメージなども含めまして、知事のご所見をお聞かせください。

答弁 4. (伊藤 和彦震災復興・企画部長)

地震・津波防災ミュージアムの具体的構想のイメージについての御質問にお答えいたします。

先ほども知事が申し上げましたが、東日本大震災復興祈念プロジェクトは、震災の経験と教訓をこれからの災害に強いまちづくりに繋げるものでなければならぬものと考えております。そのため、その中核的節として国に要望している地震・津波防災ミュージアムは、東日本大震災を総括し、教訓を後世に伝えるとともに、今後の災害に備えていく拠点施設ともなるべきものと考えておりますので、県としても、伝承方法や施設の有効活用、あるいは経費面での負担のあり方など秘匿議論を重ね、国民の理解を得られるような施設の整備を国に働きかけていく必要があると考えております。

再質問 地震・津波防災ミュージアム建設費用全体の試算について

地震・津波防災ミュージアムの建設費用全体の試算、こちらはいくらぐらい

なのか、具体的数字でお聞かせ下さい。

答弁（村井 嘉浩知事）

今、建設に向けて国には要望しているところでございますので、まだそういう段階にございません。

再質問 震災情報の集約と整理について

ほとんど国への要望活動と機運の醸成、そんな感じの計画書に書いてあるのですけれども、今まさに、やらなければいけないのは、当然、住宅再建やそういった面も必要ですが、ここの国連防災会議に合わせた時間の穴の設定もきちり県として国に要望するだけでなく、まず、今度仙台市との協議も含めてしていくべきだと考えておりますが、その辺についてどのようにとらえているかという部分で一言もなかったものですから、少し私とするとびっくりしたところもあったので、お聞かせ願えればと思います。

答弁（村井 嘉浩知事）

本県は、震災の直後から、十年間の復興計画を立てておまして、御指摘のありました津波・防災ミュージアム、その名称もまだ仮称でございますけれども、そういったようなものをつくるべきだというふうに考えていて、今、国に提案をし、復興推進会議の中にも盛り込んでいただいているということでございます。したがって、まだ具体的なものが何も見えてないような状況でございます。そうした状況下で、世界防災会議に合わせてこの施設を建設すると、それにぴったり合えばベストでありますけれども、そのためだけにそこに合わせてということは、なかなか現実的ではないかというふうに思います。

再質問 震災情報の集約と整理について

私申し上げたのは、その施設とは別に合わせなくていいのです。いわゆる情報の収集と整理、この期間だからできる、宮城県でやるべきだというお話でございます。それを今、先ほど申し上げたように二年後に国連防災会議があるので、その際に震災記録とか震災遺構とかいろんな地域で行った、尊い犠牲になった命、その経験則、そういったところをまとめないと時間がなくなりますよということなので、もう一度答弁お願いします。

答弁（村井 嘉浩知事）

世界からの専門家の方が来られるその機会に、そういったようなものをしっかりまとめてお示しをするということは重要であります。これはもう県だけで

できることではありませんで、県、国、そして仙台市を含めて、被災した市や町、内陸の市町村、そして、大学、NPO、また、個人でいろんな資料をお持ちの方等も総力を結集して、できる限りのことを対応させていただきたいというふうに思っております。

再質問 震災情報の集約と整理のための県の組織について

この間、会派の勉強会、東北歴史博物館、多賀城へ行ってきました。その際、このプロジェクトを含めてどうなのですか。結局、今、私の文章に入れさせていただいておまして、それぞれの部署がそれぞれの役割のもと、それぞれがしているだけなのです。今、それを収集して整理しようというのが全くない状況なのでそのことをお話しさせていただいておるのですけれども。だから、担当の責任をもった人間を置かなければできませんよ。いろんな団体も知事が今おっしゃったところ、いろいろ持っておりますので、そこを含めての私は質問させて頂いた趣旨があったものですから、もう一度お聞かせ下さい。

答弁（村井 嘉浩知事）

だんだん貴重なデータ資料が失われていってしまいますので、今までは、この二年数か月は、まずは復旧、生活の再建、また雇用の回復、これを最優先にやっておりましたが、少しずつ落ち着いてまいりますと、そちらの方に軸足を置いていかなければならないと、このように思っております。しっかりと対応してまいりたいと思います。

再質問 復興の隣県との協力について

宮城県が仙台市と当然協力をし、お隣の県と、震災遺構も含めて、さっき言ったように、経年劣化、時間との戦いであるものですから、あと復興も当然進んでいきませんので、その辺の部分を踏まえて、隣県との協力もきっちりとして頂きたい。そこに関して一言あればお聞かせ願えればなと思います。

答弁（村井 嘉浩知事）

それぞれの自治の問題もございますので、国の方とよく調整しながら、国の協力も仰ぎながら、できる限り一元的に分かりやすい形にまとめられるように努力してまいりたいというふうに思います。